

沼津市公共施設照明ＬＥＤ化事業 特定事業の選定について

沼津市は、令和 7 年 10 月 7 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、沼津市公共施設照明ＬＥＤ化事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を公表した。今般、同法第 7 条の規定に基づき、本事業を特定事業と選定したので、同法 11 条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和 7 年 11 月 21 日

沼津市長 頼重 秀一

沼津市公共施設照明LED化事業 特定事業の選定について

1. 事業概要

1) 事業名称

沼津市公共施設照明LED化事業

2) 公共施設等の種類

教育・スポーツ関連施設	38施設(26,988台)
福祉関連施設	15施設(5,048台)
庁舎・公民・文化関連施設	19施設(10,319台)
その他	5施設(1,222台)

計 77施設(43,577台)

3) 公共施設等の管理者等の名称

沼津市長 頼重 秀一

4) 事業目的

近年、世界中で地球温暖化の影響が叫ばれる中、国でも温室効果ガス排出量の削減について施策を推進することが責務となっている。また、水銀に関する水俣条約の発効によって水銀灯及び一般蛍光灯等の生産・販売等が中止となり、同製品への更新が出来なくなるなど照明設備の取替も急務となっている。

本市は、令和4年3月に「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」を表明し、市事務事業においても、「沼津市役所環境方針」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して取り組んでいる。

また、本市は、公共施設全体のエネルギー使用量（原油換算値）の合計が、1,500k1／年を超える「特定事業者」であり、エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）において、エネルギー消費原単位の対前年度比を年1％以上低減させることが求められている。

本事業は、既設照明施設のLED化の更新にあたり、資金調達面や施工、維持管理などについて民間事業者に委ねることで、長期間に亘って良好な保全状態で維持し、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図るとともに、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」、政府が提唱する「地域循環共生圏」「ローカルPFI」等の主旨に沿った事業とすることにより、沼津市内の地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを目的とする。

なお、本事業は、「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」の表明や、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく電力使用による二酸化炭素排出量の削減とエネルギー使用の合理化に資する施策の一つとして位置付けるものである。

5) 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、PFI 法という。) 第 8 条第 1 項の規定に基づき市が選定した民間事業者(以下「事業者」という。) が、対象施設の設計業務、施工業務、維持管理業務を事業契約書に定める事業期間中にわたって遂行する、BT0 方式(Build Transfer and Operate) により実施する。また、内閣府「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 5 年改訂版)」における「ローカル PFI」に沿うものとする。

6) 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

(1) 調査業務

① 事前調査

施設に関する調査(所在地及び搬入経路等設備管理上必要となる各種情報の調査)

② 現地調査

既設照明灯設備に関する調査(灯具の種類等の設備内容調査)

(2) 照明灯設備のデータベース構築、報告

① 照明灯設備の詳細情報をエクセルにてデータベースを構築すること

② 事業期間中に市が行う照明設備の修繕依頼や新設・移設・撤去等の移動連絡に係わる情報を①で構築した内容に基づき市に報告すること

市は報告内容に基づき、データベースを更新すること

(3) 設計・施工計画・施工・施工管理業務

① LED 化のメリットを最大限に享受できる設計・施工計画・施工・施工管理

② 利用者及び作業者の安全に配慮した設計・施工計画・施工・施工管理

(4) 既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務

① 関係諸官庁の指導及び関係法令等を遵守しつつ、撤去工事及び施工管理を実施すること

② 撤去した設備(灯具本体、グローブ、安定器等)の再利用、撤去品項目ごとの適切なリサイクル方法にもとづき実施すること

(5) 維持管理業務

① 事業者は、施設管理者等からの連絡に基づき、設備の調査・修繕を行う。

② 事業者は、照明灯に関する市都合による移動連絡(新設・撤去・移設等)を受けた場合、都度、市と協議、見積のうえ決定し、その内容にもとづき対応するものとする。これらもデータベースの内容に基づき、市へ報告する。また、①の修繕結果についても同様とする。

- ③ 本事業以前に設置した既設の LED 設備については、本事業の対象外とする。
- ④ 事業者は、施設管理者等からの連絡受付のための窓口を設置し、少なくとも平日午前 9 時から午後 6 時まで、設備の修繕依頼を受け付ける。
- ⑤ 修繕については、依頼を受けた日から起算して、原則 3 日以内に実施するものとする。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合は、速やかに応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用は、その損害の原因により事業者又は市が負担することとする。
 - ア 事業者が費用を負担する場合
 - ・火災、落雷、破損、雪害・風害、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害
 - ・設備の製品としての不具合による故障
 - イ 市が費用を負担する場合
 - ・市又は清掃など市の依頼による作業者の責による損害
 - ・地震・噴火及びこれらに起因する津波による損害
 - ・戦争・暴動・変乱による損害
 - ・その他、ア以外で、事業者の責に因らない損害
- ⑥ 事業者は、設備について自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類・内容については市と協議の上、定める。

(6) 事業検証報告

- ① 事業者は、光熱費削減額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を市に提示する。
- ② 事業者は、前項の検証結果並びに修理・交換等の記録を、毎年度市に報告し、市は当該報告の内容を確認する。

7) 市の支払に関する事項

市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、事業者から提供されたサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価（以下、「サービス購入費」という。）を事業者に対して支払う。

市が事業者を支払うサービス購入費は、LED 整備に係る対価及び維持管理業務、事業検証報告業務から構成される。

市は、事業者に提供するサービス購入費については、毎年度、1 回支払うことを基本とする。

8) 事業スケジュール

(1) 契約の締結時期

本事業のスケジュールは、概ね下記のとおりとする。本事業の実施にあたっては、最長令和11年3月末までの設計・施工を想定しており、事業期間は、契約締結日から令和21年3月末までとする。ただし、事業者の提案による工期短縮は可能とする。維持管理期間の原則的な考え方は、整備期間終了次年度から10年間とする。

(2) 事業期間終了時の措置

業務内容		想定スケジュール
事業契約締結		令和8年3月
整備期間	調査・設計業務	令和8年3月～令和11年3月
	施工期間業務	
維持管理期間	維持管理業務	令和11年4月～令和21年3月

事業期間の終了時、事業者は、当該施設から速やかに退去し、事業終了後の当該施設の維持管理業務について市に引き継ぎを行うこと。

2. 評価内容

1) 特定事業の選定基準の考え方

- (1) 本事業を PFI 事業により実施することにより、本事業について市が直接事業を実施する場合に比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると評価し、判断できる場合に特定事業として選定する。具体的な判断基準は以下のとおりである。
- (2) 公共サービスが同一の水準にある場合において、事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待できること。
- (3) 公的財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できること。
- (4) 地域経済・社会により多くのメリットがもたらされることが期待できること。

2) 定量的評価

(1) 前提条件

本事業について、市が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合を比較し、PFI により得られる定量的効果について分析を行った。なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

	市が直接事業を実施する場合	PFI 事業により実施する場合
算定対象となる経費等	① 調査費 ② 設計費 ③ 施工費（器具費、取付費、撤去費、足場費、工事監理費等） ④ 設備の撤去・リサイクル・廃棄処分費 ⑤ 設備のデータベース構築費 ⑥ 維持管理費（管理費含む） ⑦ 運営費 ⑧ リスク管理費 ⑨ 起債償還及び支払い利息	① 調査費 ② 設計費 ③ 施工費（器具費、取付費、撤去費、足場費、工事監理費等） ④ 設備の撤去・リサイクル・廃棄処分費 ⑤ 設備のデータベース構築費 ⑥ 維持管理費（運営費含む） ⑦ 運営費 ⑧ リスク管理費 ⑨ 諸課税 ⑩ 資金償還及び支払利息
共通条件	① 施設規模 77施設（43, 577台） ② 設計・施工期間 令和10年度末まで ③ 維持管理期間 令和11年度より10年間	
資金調達に関する事項	① 一般財源 ② 起債 ③ 融資 ④ ファンドまたはボンド ⑤ その他	

(2) 評価結果

前述の前提条件を基に、本事業を市が自ら実施する場合の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額を現在価値換算額で比較した結果、事業期間中の市の財政負担額が6.8%程度削減されるものと見込まれる。

	市が直接事業を実施する場合	PFI 事業等により実施する場合
指数	100.0	93.2%

3) 定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合に以下の主な定性的効果が期待される。

(1) 性能発注による効率的な設計・施工及び維持管理の実施

一括発注及び性能発注により、維持管理等と整合した設計及び施工を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。

(2) サービスの質の向上と維持

一括発注及び性能発注による LED 整備を行うことで、環境に配慮したサービス化と電気料金の大幅な削減、施設を利用する市民への低廉かつ良質な公共サービスが提供できる。

(3) 公的支出の平準化

PFI 方式の場合には、サービスの供用が開始されるまでは、公共に支出負担が発生せず、供用開始後の支払いについても、長期間にわたって平準化されるというメリットがある。

(4) リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI 方式を導入することで、市と事業者とが適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となる。

4) 総合評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、事業全体を通じて選定事業者の資金、創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、この結果、定量的評価における VFM の達成に加えて、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上より、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、ここに PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。